

鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）について

平成31年2月7日
小中学校課
特別支援教育課
高等学校課
教育・学術振興課

平成30年12月27日に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容及び「文化部活動の在り方に係る検討会」委員の意見を踏まえて、下記のとおり「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を策定する予定としています。

記

1 鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）の概要

<適切な運営のための体制整備>

- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、県の方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
- 文化部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、保護者に部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動毎に部活動の運営方針等を説明する。

<合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組>

- 校長及び文化部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 文化部活動の指導者は、各分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

<適切な休養日等の設定>

中学校・・・学期中（長期休業中を除く。以下同じ。）は週当たり2日以上部活動休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（暑い時間帯を避けるため朝練習を行う場合の時間も含む）

高等学校・・・原則として、週末のいずれかを含む週1日以上部活動休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）

原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めること（朝練習を行う場合の時間も含む）

- ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外勤務が過度なものとならないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。
- 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

<生徒のニーズを踏まえた環境の整備>

- 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。
- 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境の充実を推進する。

<学校単位で参加する大会等の見直し>

- 県中文連、県高文連及び学校の設置者は、学校が参加する大会等や地域からの要請により参加する行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される大会等への参加が生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等の設定に努める。
- 各学校の文化部が参加する大会数の上限は以下を目安とする。
 - 各学校の文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟及び高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

2 これまでの検討状況及び今後の予定

平成30年12月18日	文化部活動の在り方に係る検討会を開催
平成30年12月20日	定例教育委員会で検討会の状況について報告
平成30年12月27日	文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定・通知
平成31年1月	国のガイドライン及び検討会委員の意見を踏まえ、鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）を作成
平成31年2月	定例教育委員会で方針（案）を協議 常任委員会で方針（案）を報告 鳥取県文化部活動の在り方に関する方針を策定・通知
平成31年2月～3月	市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者が「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定 校長が「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定
平成31年4月	運用開始 文化部顧問が年間の活動計画を作成

「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」と「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」(案)の比較表

「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」	「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」(案)
<p>学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者(以下、「運動部顧問」という。)の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。</p> <p>また、運動部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と示されている。</p> <p>- 中学校学習指導要領(H29.7月) 高等学校学習指導要領(H30.7月)(抜粋) -</p> <p>県教育委員会では、平成26年3月に、子どもたちが夢や目標を持ち、主体的にスポーツに取り組む中で、児童生徒一人一人が人間性豊かに成長していくことを目指して「子どものスポーツ活動ガイドライン」を作成し、適切な運動部活動等の実施に向けた取組を推進してきた。</p> <p>しかし、年々、スポーツ活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動は従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきたり、本県においても学校や地域によっては存続の危機にある。</p> <p>そこで、本県では、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に則り、県内各学校における運動部活動の明日への第一歩として、本方針を作成した。</p> <p>地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すこととする。</p>	<p>学校の文化部活動は、芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部活動の責任者(以下、「文化部顧問」という。)の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県の芸術文化等の基盤を担っている。</p> <p>また、文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領(H29.3月告示)及び高等学校学習指導要領(H30.3月告示)には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と示されている。</p> <p>しかし、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあることから、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。</p> <p>そこで、本県では、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に則り、県内各学校における文化部活動の明日への第一歩として、本方針を作成した。</p> <p>地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な文化部活動の構築を目指すこととする。</p>
<p>本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取</p>	<p>本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取</p>

組について示すものである。	組について示すものである。
<p>本方針は、スポーツ庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましい<u>スポーツ環境</u>を構築するという観点に立ち、<u>運動部活動</u>が以下の点を重視して、地域、学校、<u>競技種目</u>等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。</p>	<p>本方針は、文化庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい<u>部活動の実施環境</u>を構築するという観点に立ち、<u>文化部活動</u>が以下の点を重視して、地域、学校、<u>分野、活動目的</u>等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、<u>生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、<u>生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること</u>
<ul style="list-style-type: none"> 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> 学校全体として<u>運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体として<u>文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <u>文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること</u>
<p>市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針を参考に、持続可能な<u>運動部活動の在り方</u>について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。</p>	<p>市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針及び「<u>鳥取県運動部活動の在り方に関する方針</u>」を参考に、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。</p>
<p>県及び県教育委員会は、本方針に基づく<u>運動部活動改革の取組状況</u>について、定期的にフォローアップを行う。</p>	<p>県及び県教育委員会は、本方針に基づく<u>文化部活動改革の取組状況</u>について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては、<u>運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。</u></p>
<p>(1) <u>運動部活動の方針の策定等</u></p>	<p>(1) <u>文化部活動の方針の策定等</u></p>
<p>ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「<u>設置する学校に係る運動部活動の方針</u>」を策定する。</p>	<p>ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「<u>設置する学校に係る文化部活動の方針</u>」を策定する。</p>
<p>イ 校長は、学校の設置者の「<u>設置する学校に係る運動部活動の方針</u>」(県立学校は本方針)に則り、「<u>学校の運動部活動に係る活動方針</u>」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。</p> <p>なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参</p>	<p>イ 校長は、学校の設置者の「<u>設置する学校に係る文化部活動の方針</u>」(県立学校は本方針)に則り、「<u>学校の文化部活動に係る活動方針</u>」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。</p> <p>なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参</p>

加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。	加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。	ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。	エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。
オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。	オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。
カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。	カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。
(2) 指導・運営に係る体制の構築	(2) 指導・運営に係る体制の構築
ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。 適正な数の運動部活動数の目安・・・複数の運動部顧問が配置できる部活動数 部活動指導員・・・部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。	ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部の設置に努める。 適正な数の文化部活動数の目安・・・複数の文化部顧問が配置できる部活動数
イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。 なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段	イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。 なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段

階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、 <u>任用時等</u> において研修を行う。	階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、 <u>任用前及び任用後の定期</u> において研修を行う。
ウ 校長は、 <u>運動部顧問</u> の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。	ウ 校長は、 <u>文化部顧問</u> の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各 <u>運動部</u> の活動内容を把握し、 <u>生徒が安全にスポーツ活動を行い</u> 、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。	エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各 <u>文化部</u> の活動内容を把握し、 <u>生徒が安全に芸術文化等の活動を行い</u> 、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、 <u>運動部顧問</u> を対象とする <u>スポーツ指導</u> に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする <u>運動部活動</u> の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。	オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、 <u>文化部活動の指導者</u> （顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする <u>文化部活動</u> の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の <u>運動部活動</u> への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。	カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の <u>文化部活動</u> への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
(1) 適切な指導の実施	(1) 適切な指導の実施
ア 校長及び <u>運動部顧問</u> は、 <u>運動部活動の実施</u> に当たっては、 <u>文部科学省</u> が平成 2 5 年 5 月に作成した「 <u>運動部活動での指導のガイドライン</u> 」及び <u>鳥取県教育委員会</u> が平成 2 6 年 3 月に作成した「 <u>子どものスポーツ活動ガイドライン</u> 」に則り、生徒の心身の健康管理（ <u>スポーツ障害</u> ・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、 <u>学校保健安全法</u> 等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。	ア 校長及び <u>文化部活動の指導者</u> は、 <u>文化部活動の実施</u> に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
イ <u>運動部顧問</u> は、 <u>スポーツ医</u> ・ <u>科学の見地</u> からは、 <u>トレーニング効果</u> を得る	イ <u>文化部活動の指導者</u> は、 <u>生徒のバランスの取れた健全な成長の確保</u> の観点

<p><u>ために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。</u></p> <p>また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p>	<p><u>から休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。</u></p> <p>また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p>
<p>(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用</p>	
<p><u>ア 県及び県教育委員会は、県中学校体育連盟等と連携し、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。</u></p>	
<p><u>イ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、3(1)に基づく指導を行う。</u></p>	
<p><u>ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおり基準として設定し遵守する。</u></p>	<p><u>ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり基準として設定し遵守する。</u></p>
<p>中学校段階における部活動では、学期中は週当たり2日以上<u>の休養日</u>を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度<u>長期の休養期間（オフシーズン）</u>を設けること。</p> <p>1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中</p>	<p>中学校段階における部活動では、学期中（<u>長期休業中を除く。以下同じ。</u>）は週当たり2日以上<u>の休養日</u>を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、<u>文化部活動</u>以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けること。</p> <p>1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率</p>

<p>の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p>	<p>的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p>
<p>高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の休養日を設けること(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度<u>長期</u>の休養期間(オフシーズン)を設けるよう努めること。</p> <p>原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p>	<p>高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の休養日を設けること(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、<u>文化部活動</u>以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けるよう努めること。</p> <p>原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p>
<p>ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。</p> <p>また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。</p> <p>活動時間...本方針での「活動時間」とは、<u>スポーツ活動時間</u>を意味しており、(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない)身体的トレーニング効果が期待される活動の時間である。</p>	<p>ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。</p> <p>また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。</p> <p>活動時間...本方針での「活動時間」とは、<u>練習、実演、実験等の時間</u>を意味しており、(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない)<u>練習等</u>の効果が期待される活動の時間である。</p>
<p>イ 運動部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「<u>スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂</u>」で示されている「<u>熱中症予防運動指針</u>」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。</p> <p>また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。</p>	<p>イ 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。</p> <p>また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。</p>
<p>ウ 学校の設置者は、2(1)アに掲げる「設置する学校に係る<u>運動部活動の方針</u>」の策定に当たっては、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を</p>	<p>ウ <u>市町(学校組合)教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、2(1)ア</u>に掲げる「設置する学校に係る<u>文化部活動の方針</u>」の策定に当たっては、上</p>

<p>設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>	<p>記の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>
<p>エ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。</p>	<p>エ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の方針を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。</p>
<p>オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。</p>	<p>オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町(学校組合)共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。</p>
<p>(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入</p>	<p>(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入</p>
<p>ア 校長は、<u>本県の生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。</u></p> <p>具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。</p>	<p>ア 校長は、<u>部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検討する。</u></p> <p>具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。</p>
<p>イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。</p>	<p>イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。</p> <p>また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。</p>

<p>ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。</p>	<p>ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。</p>
<p>(2) 地域との連携等</p>	<p>(2) 地域との連携等</p>
<p>ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、<u>生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。</u></p>	<p>ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、<u>家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力や体育館や公民館、図書館、博物館・美術館などの社会教育施設、劇場、音楽ホール等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。</u></p>
<p>イ <u>公益財団法人鳥取県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。</u></p> <p><u>また、公益財団法人鳥取県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。</u></p> <p><u>県及び県教育委員会としても、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等が学校に部活動がない競技を実施したい生徒等の活動の場となるよう関係団体と検討する。</u></p> <p><u>併せて、県、県教育委員会及び学校の設置者は、生徒の大会への参加資格要件等の緩和・拡大について、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国高等学校野球連盟の状況を注視しながら必要に応じて検討していくものとする。</u></p>	<p>イ <u>各分野の関係団体等は、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進する。</u></p> <p><u>また、県、県教育委員会及び学校の設置者は、各分野の関係団体等に対し、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組への協力を求める。</u></p>
<p>ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、<u>生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。</u></p>	<p>ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、<u>生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。</u></p>

<p>エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、<u>スポーツ環境の充実を支援するパートナー</u>という考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。</p>	<p>エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、<u>芸術文化等の活動に親しむ機会</u>の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。</p>
<p>ア 県中学校体育連盟、<u>県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。</u></p>	<p>ア 県中学校文化連盟、<u>県高等学校文化連盟及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等の設定に努める。</u></p>
<p>イ 校長は、<u>県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。</u></p>	<p>イ 校長は、<u>県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。</u></p>
<p>ウ 各学校の<u>運動部</u>が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。</p>	<p>ウ 各学校の<u>文化部</u>が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。</p>
<p>各学校の<u>運動部</u>が参加する大会は、原則として<u>学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。</u> それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。</p>	<p>各学校の<u>文化部</u>が参加する大会は、原則として<u>中学校文化連盟及び高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。</u> それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。</p>
<p>本方針は、生徒の視点に立った、学校の<u>運動部活動改革に向けた具体の取組</u>について示すものであるが、<u>今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。</u></p>	<p>本方針は、生徒の視点に立った、学校の<u>文化部活動改革に向けた具体の取組</u>について示すものである。</p>
<p><u>このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。</u></p>	
<p>また、<u>競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、将来有望なアスリートとして優れた素質を有す</u></p>	<p>中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の<u>学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の</u></p>

<p><u>る生徒を本格的に育成・強化できるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて地方公共団体や公益財団法人鳥取県体育協会等とも連携しながら取り組む必要がある。</u></p>	<p><u>様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。</u></p> <p><u>平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。関係団体等とも協力して、学校内外において子どもたちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。</u></p>
<p>別紙1 鳥取県立 高等学校 運動部活動に係る方針（見本）</p>	<p>別紙1 高等学校 運動部活動に係る方針（見本）</p>
	<p>別紙2 高等学校 部年間活動計画（見本）</p>
<p>別紙2 鳥取県立 高等学校部活動計画表（見本）</p>	<p>別紙3 高等学校部活動計画（実績）表（見本）</p>

高等学校 文化部活動に係る方針（見本）

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 各部活動の実態に応じ、オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

休養日：原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。

別紙「活動計画表」参照

活動時間：学期中は原則として、長くても平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。（朝練習を行う場合の時間も含む）

参加する大会：原則として、県高文連主催、共催の大会とする。

その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。

その他 ・試験の1週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。

・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

また、各部活動の実態に応じ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

(1) 体罰等、不適切な指導の禁止について

- ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。

(2) 保護者との連携・協力について

- ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
- ・必要に応じて、保護者会を開催する。

(3) 熱中症等による事故防止について

- ・猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

高等学校 部年間活動計画（見本）

部員数	男子5名 女子20名 合計25名
顧問氏名	第1： 第2： 第3： （部活動指導員）
活動日	月、火、水、木、金、土
休養日	日
活動時間	（平日）月・火・木・金・・・3時間 水・・・2時間 （休日）土・・・・・・・・・・4時間（9：00～13：00）
活動場所	音楽室

活動目標	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体的に取り組める部活動を目指す。 ○多様な表現や鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指す。 ○部活動の充実を学校全体の活性化に役立たせる。
------	--

月	大会・コンクール等	その他（合宿等）	練習内容
4月		始業式・入学式式典演奏	県総合音楽会に向けての練習
5月	県高校総合音楽会		コンクールに向けての練習
6月	サマープラスコンサート		コンクールに向けての練習
7月			コンクールに向けての練習
8月	全国高総文祭 吹奏楽コンクール鳥取県 大会・中国大会	強化合宿（夏季休業中）	学校祭に向けての練習
9月	マーチングコンテスト 鳥取県大会	学校祭	アンサンブルコンテストに向けての練習
10月	マーチングコンテスト 中国大会	リーダー研修会	アンサンブルコンテストに向けての練習
11月	近畿高総文祭		アンサンブルコンテストに向けての練習
12月	アンサンブルコンテスト 鳥取県大会		定期演奏会に向けての練習
1月			定期演奏会に向けての練習
2月	アンサンブルコンテスト 中国大会		定期演奏会に向けての練習
3月		卒業式・終業式式典演奏 吹奏楽部定期演奏会	定期演奏会に向けての練習

備考

ここには、例えばオフシーズンのことや最高学年の活動時期のことなど、部活動ごとに、生徒や保護者に知らせておいた方が望ましいと考えられる事項等を記載してください。

「計画表」の提出の場合は「実績」を、「実績表」の提出の場合は「計画」をそれぞれ削除して活用ください。なお、本表はあくまでも見本

【 高等学校部活動計画(実績)表】(見本)

毎週 曜日は「ノー部活デー」!

校長	教頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導

(吹奏楽)部

(6)月計画(実績)表

日	曜	活動時間	活動場所	主な活動内容	第1顧問 指導時間	第2顧問 指導時間	部活動指導員 指導時間
1	月	17:00 ~ 18:30	音楽室等	通常練習	0	0	1.5
2	火	17:00 ~ 19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
3	水	16:00 ~ 19:00	音楽室等	通常練習	2	1	0
4	木	16:00 ~ 19:00	音楽室等	通常練習	1	0	2
5	金	16:00 ~ 19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
6	土	9:00 ~ 13:00	市民会館	コンサート	3	1	1
7	日	ノー部活動デー					
8	月	17:00 ~ 18:30	音楽室等	通常練習	0	0	1.5
9	火	17:00 ~ 19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
10	水	職員会議			0	0	0
11	木						
12	金						
13	土						
14	日	ノー部活動デー					
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金						
20	土						
21	日	ノー部活動デー					
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日	ノー部活動デー					
29	月						
30	火						
指導時間数					9	8	6

特別な理由で「ノー部活動デー」に部活動を行った場合、振替をとること。

土日のうちいずれか1日を「ノー部活動デー」としたら、このようにあらかじめ色をつけておくとわかりやすい。

部や顧問によって指導時間数に大幅な違いが生じないように、管理職や部活動担当者がチェックする。

「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」
(案)

鳥取県・鳥取県教育委員会

平成31年 月

目 次

はじめに

- 1 基本方針
- 2 適切な運営のための体制整備
 - (1) 文化部活動の方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - (1) 適切な指導の実施
 - (2) 文化部活動用指導手引の普及・活用
- 4 適切な休養日等の設定
- 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
 - (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入
 - (2) 地域との連携等
- 6 学校単位で参加する大会等の見直し

終わりに

【資料】

- 別紙1：学校方針（見本）
- 別紙2：部活動計画表（見本）
- 別紙3：月別活動計画（実績）（見本）

はじめに

学校の文化部活動は、芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部活動の責任者（以下、「文化部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県の芸術文化等の基盤を担っている。

また、文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領（H29.3月告示）及び高等学校学習指導要領（H30.3月告示）には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と示されている。

しかし、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあることから、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

そこで、本県では、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、県内各学校における文化部活動の明日への第一歩として、本方針を作成した。

地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な文化部活動の構築を目指すこととする。

1 基本方針

本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。

本方針は、文化庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること

市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

県及び県教育委員会は、本方針に基づく文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては、運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。

なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。

カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部の設置に努める。

適正な数の文化部活動数の目安・・・複数の文化部顧問が配置できる部活動数

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり基準として設定し遵守する。

中学校段階における部活動では、学期中（長期休業中を除く。以下同じ。）は週当たり2日以上休養日を設定すること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設定すること。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）

高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の休養日を設定すること（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設定するよう努めること。

原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）

ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講ずること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

活動時間...本方針での「活動時間」とは、練習、実演、実験等の時間を意味しており、（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない）練習等の効果が期待される活動の時間である。

イ 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

ウ 市町(学校組合)教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、2(1)アに掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の方針を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町(学校組合)共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

(2) 地域との連携等

ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力や体育館や公民館、図書館、博物館・美術館などの社会教育施設、劇場、音楽ホール等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進する。

また、県、県教育委員会及び学校の設置者は、各分野の関係団体等に対し、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組への協力を求める。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等の設定に努める。

イ 校長は、県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

ウ 各学校の文化部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

各学校の文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟及び高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

終わりに

本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。

中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

平成 29 年 6 月に文化芸術基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。関係団体等とも協力して、学校内外において子どもたちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。